

## 延長特約付定期預金（ロングバリュー）商品概要説明書（第16回以降）

### （1）重要事項（延長特約付定期預金（ロングバリュー））

1. しくみ	<p>① 本預金は自由金利型定期預金にデリバティブ取引が内在されたものですが、満期前解約もしくは相殺・払戻充当とならない限り、この預金の元本と利息は保証されています。</p> <p>② 本預金は、初回満期日に、当行があらかじめ募集時に定めた条件に基づき最終満期日までの延長を行うことができるかわりに、同期間の定期預金に適用される店頭表示金利よりも高い適用利率となります。</p>
2. 募集方式	<p>① 所定の募集期間の開始前または終了後に締結のお申込みはできません。</p> <p>② 当行が定めた募集期間において、募集金額や金利情勢の変化によっては、募集を中止することがあります。その場合には、募集期間にお申込みをいただいても、本預金を預け入れできません。</p>
3. 預入方法	締結日において決済が確定していない小切手その他証券類による預入れは行いません。
4. 満期日の延長	<p>本預金は当行が以下の要領で本預金の満期日を延長することができます。一方、お客さまからの申し出による満期日の延長を行うことができません。</p> <p>① 満期日の延長 判定日（初回満期日の5営業日前）の東京時間午後3時までに当行が決定します。</p> <p>② 通知方法 延長決定後、その旨を電話あるいは書面をもって通知いたします。なお、通知が電話による場合は、通知後速やかにその内容を記した書面を送付します。</p> <p>③ 新証書への切替 満期日が延長となった場合は、延長前の証書と引き換えに延長後の証書を交付します。ただし、お客さまが延長前の証書を提出しなかった場合でも、満期日の延長が行われたものとしてお取り扱いします。</p>
5. 中途解約 締結の撤回 損害金 中途解約利息	<p>① 本預金は最終満期日の前に解約することは原則できません。また、締結日から預入日までの期間に締結の撤回を行うこともできません。</p> <p>② やむをえないものと当行が認め、中途解約（締結の撤回を含む）を行う場合は、以下に定める損害金および解約に関係する諸費用をお支払いいただく場合があります。損害金によりお受取元利金が当初お預け入れ金額を大きく下回るおそれがあります。 損害金額＝取引再構築コスト（*） * 「取引再構築コスト」：解約日に金利スワップ市場において、解約がなければ存続したであろう本預金に内在する解約権付金利スワップ取引につき、代替の契約を締結するか、または契約すると仮定した場合に要する費用（コスト）を言います。 取引再構築コストは金利動向や残存期間に応じて変動します。なお、取引再構築コストがマイナスの場合、損害金は0とします。</p> <p>③ 満期日前に解約する場合は、すでにお支払いした利息額と、当行所定の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息額との差額を清算させていただきます。（詳細は提案書（契約締結前交付書面）をご覧ください。）</p>
6. 預金保険	この預金は、預金保険の対象であり、当行にお預け入れいただいている他の預金保険の対象となる預金等と合算して、元本1,000万円までと保険事故発生日までの利息が保護されます。ただし、本預金の利息等については、お預け入れ時における通常の円定期預金（本預金と同一の期間および金額とし、該当する期間が存在しない場合は本預金の預け入れ期間を下回る最も長い期間の定期預金）の店頭表示金利までが預金保険の対象となり、それを超える部分は預金保険の対象外となります。
7. 金利リスク	<p>① 本預金の預金利率は、締結の時点で確定しています。</p> <p>② 延長が行われた場合の預金利率もあらかじめ定められていますので、延長が行われた場合、延長時の市場実勢によっては、延長時の同期間の定期預金利率を下回ることがあります。</p>
8. 税金の取り扱い （利息）	<p>① 個人の場合は、一律20.315%の源泉分離課税〔国税15.315%、地方税5%〕、法人の場合は、15.315%の法人預金課税〔国税15.315%〕・非課税となります。 （復興特別所得税が追加課税されることにより、平成25年（2013年）1月1日から令和19年（2037年）12月31日までの間にお受け取りになる利息に係る国税の税率は15.315%となります。）</p> <p>② お預入金額が限度額を超える場合、マル優のお取り扱いはできません。</p>

## 延長特約付定期預金（ロングバリュー）商品概要説明書（第16回以降）

### （２）その他商品概要（延長特約付定期預金（ロングバリュー））

1. 商品名	延長特約付定期預金（ロングバリュー）
2. 募集方式 締結の申込み	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 本預金は所定の募集期間のみ締結を申込みいただけます。</li> <li>② 預入日・満期日・利率・特約判定相場など諸条件は募集の際に呈示いたします。</li> <li>③ 募集期間および募集条件については店頭でご案内いたします。</li> </ul>
3. 販売対象	個人（但し未成年者は対象外）および法人
4. 期間	募集の都度ご案内いたします。
(1) 初回満期日 第1預入期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 初回満期日は延長前の満期日をいいます。預入日から初回満期日まではかならず預入できます。</li> <li>② 預入日から初回満期日までの期間を第1預入期間といいます。</li> <li>③ 第1預入期間および初回満期日は募集の都度決定します。</li> </ul>
(2) 最終満期日 第2預入期間 最長預入期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 最終満期日は当行が延長を行った場合の延長後の満期日をいいます。初回満期日から最終満期日までは、当行が延長を決定した場合のみ預入となります。</li> <li>② 初回満期日から最終満期日までの期間を第2預入期間といいます。</li> <li>③ 第2預入期間および最終満期日は募集の都度決定します。</li> <li>④ 第1預入期間と第2預入期間を合わせて最長預入期間といいます。</li> </ul>
5. 預入	
(1) 預入方法	一括預け入れ
(2) 預入金額	個人 500万円以上、法人 1,000万円以上
(3) 預入単位	10万円単位
6. 満期日の延長	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 初回満期日の5営業日前東京時間午後3時までに当行が決定します。</li> <li>② 満期日の延長が行われた場合は、本預金の満期日は最終満期日に変更となります。</li> </ul>
7. 払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 満期日の延長が行われなかった場合は、初回満期日にあらかじめ指定いただいた口座へ自動入金の方法により一括して払い戻します。</li> <li>② 満期日の延長が行われた場合は、最終満期日にあらかじめ指定いただいた口座へ自動入金の方法により一括して払い戻します。</li> <li>③ 自動継続はお取り扱いいたしません。</li> </ul>

（次頁に続く）

延長特約付定期預金（ロングバリュー）商品概要説明書（第16回以降）

8. 利息	
(1) 適用金利	① 募集の都度ご案内いたします。 ② 第1預入期間の利率は初回満期日まで変わりません。 ③ 第2預入期間の利率は最終満期日まで変わりません。
(2) 利払頻度	<お受け取りサイクル> 6カ月に1回
(3) 計算方法	利息は、お受け取りサイクルの日数により付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算。（約定利率×100%）
(4) 税金	① 個人の場合は、一律20.315%の源泉分離課税〔国税15.315%、地方税5%〕、法人の場合は、15.315%の法人預金課税〔国税15.315%〕・非課税となります。（復興特別所得税が追加課税されることにより、平成25年（2013年）1月1日から令和19年（2037年）12月31日までの間にお受け取りになる利息に係る国税の税率は15.315%となります。） ② お預け入れ金額が限度額を超える場合、マル優のお取り扱いはできません。
9. 手数料	なし
10. 付加できる特約条項	なし
11. 中途解約・締結の撤回時の取り扱い	① 中途解約は、原則としてお取り扱いできません。 ② また、締結の撤回も原則お取り扱いできません。 ③ やむを得ず当行が認め、中途解約および締結の撤回をされる場合、下記に定める損害金及び解約に関する諸費用をお支払いいただく場合があります。損害金によりお受取元金金が当初お預け入れ金額を大きく下回るおそれがあります。 損害金額＝取引再構築コスト(*) *取引再構築コストは金利動向・期間に応じて変動します。 ④ 中途解約の場合、すでにお支払いした利息額と、当行所定の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息額との差額を清算させていただきます。（詳細は提案書（契約締結前交付書面）をご覧ください。）
12. その他	① 重要事項については、原則、お預け入れの都度ご説明させていただきます。 ② 当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、預金の満期日が未到来であっても、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものと、相殺することができます。（詳しくは窓口におたずねください。）
13. 当行が契約している指定紛争解決機関	一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109または03-5252-3772